

外集団の他者を罰する危険性

～罰行動による集団間紛争の萌芽～

松本啓汰

社会的な問題のひとつとして社会的ジレンマ(SD)が挙げられる。SDとは、皆が集団に対して協力すれば、全員にとって望ましい結果が得られるが、協力しない方が個人的な利益が高いため、人々が個人の利益を優先すると集団の協力状態が成立されなくなるという問題である。このSDを解決する方法として最も有力な方法が罰である。しかし、集団間でSDを解決する罰を用いたとき代理報復行動が生起する可能性がある。これは、外集団の成員がSDを解決するために内集団の成員に対して罰を行ったとき、内集団の成員はSD解決の罰ではなく、攻撃的な罰として認識されることで生まれると考えられる。そのため、本研究は、SDを解決する罰行使を外集団成員が内集団成員に行うことで、集団間の代理報復行動のきっかけが生起するのかを検討する。

集団間代理報復とは、ほかの集団の成員が自分の集団成員へ危害を与えたときに、それを知った被害者と同じ集団の成員が危害を与えた人と同じ集団の別成員に対して報復を行うという現象を指す(縄田・山口 2013)。本研究では、SDを解決する罰行動が集団間で生じる際、代理報復行動が生じるのかを検討するために実験を行った。

本実験では、報復行動のきっかけを図る前に、集団を形成し、SD状況によって協力が求められる場面を形成する。その後、危害を受けた内集団成員がいることを知った参加者が報復行動をとるのかを図った。その際、外集団が罰を行使する実験条件とコンピュータによってランダムに罰を行使する統制条件を用い、条件間で罰金額を比較した。その結果、条件間に差は見られなかったが、内集団よりも外集団の方が罰金額を大きいことが明らかとなり、報復的な動機による行動を見られた。しかし、統制条件に大きな問題があり、本研究の実験では直接的な比較が難しいという大きな欠点が見つかった